

回 覧 令和2年10月1日(三股町) 代表☎:52-1111

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】   | 【No.】 | 【内容】  |
|--------|-------|---|
| <募集>   | 1     | ◆みまた町民総合スポーツ祭の11月に開催する競技をお知らせします<br>◆わくわく教室「仏花教室」の受講生を募集します                     |
|        | 2     | ◆「プロが教える！はじめての動画制作」セミナーの受講を募集します  |
| <お知らせ> |       | ◆食品ロスを減らしましょう   |
|        | 3     | ◆10月1日からの1週間は法の日週間です<br>◆第6回みまたん霧島パノラマまらそんの開催を見送ります<br>◆宮崎県の最低賃金が時間額793円に改定されます |
|        | 4     | ◆合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください<br>◆浄化槽は適正な維持管理を行ってください                                   |
|        | 5     | ◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください   |



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎0986-51-1417 ※どちらの番号でも  
【確認ダイヤル】 ☎0986-51-1418 同じ内容です。

【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。(少し時間をおいて、かけなおしてください)

町外にいて放送を聞き逃した  
発令された警報を確認したい。  
よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい。

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

- | 【分類】    | 【No.】 | 【内容】   |
|---------|-------|--|
| <保健と福祉> | 5     | ◆心身障害者福祉手当の交付申請を受け付けます<br>(一般)                     |
| <保健と福祉> | 6     | ◆高齢者のインフルエンザ予防接種費用を助成します！                          |
|         | 7     | ◆令和2年度インフルエンザ予防接種実施医療機関一覧表<br>(高齢者)                |
|         | 8     | ◆エンディングノート『想いを紡ぎ 心を繋ぐノート』を活用しませんか。<br>◆合同金婚式を開催します |
| <相談>    | 9     | ◆「おもちゃ病院三股」を開設します<br>◆「ふれあい福祉相談」を実施しています           |



## 募 集

### ◆みまた町民総合スポーツ祭の11月に開催する競技をお知らせします

11月にみまた町民総合スポーツ祭の硬式テニス競技を開催します。参加を希望される人は、期日までに申し込んでください。

#### ■大会期日等

種 目	期 日	申込期限
男子シングルス (上級)	11月3日(火・祝) 開会式 午前8時30分	10月27日(火)
女子シングルス (オープン)	予備日: 11月15日(日)	
男子シングルス (中級以下)	11月23日(月・祝) 開会式 午前8時30分	11月16日(月)
	予備日: 11月29日(日)	

※男子(上級)と男子(中級以下)のレベル分けは、自己申告としますが、両方の種目に出場することはできません。

※試合当日に小雨の場合は、現地(テニスコート)で開催の判断を行います。

■参加対象 = 原則、高校生以上でテニス保険やスポーツ安全保険などに加入している人

■競技会場 = 町中央テニスコート

■試合方法 = トーナメント、リーグおよびゲーム数などは参加者数によって決めます。

■表 彰 = 第3位まで

■参加料 = 1,000円(お支払いは当日お願いします。)

■申込先 = 役場 木場(こば)、木下

☎: 52-1111 FAX: 52-4944

E-mail: koba@town.mimata.miyazaki.jp

#### ■注意事項

1. 申込みの際は、氏名(フルネーム)、連絡先、種目を伝えてください。

2. 申込者には申込後に受付番号を連絡します。

※受付番号の連絡がない場合は、電話などで確認をお願いします。

3. 受付番号をお持ちでない人は、原則参加できません。

4. なお、締切日以降のキャンセルは参加料をいただきますのでご了承ください。

※お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 スポーツ振興係(町中央公民館内)

☎: 52-9312 FAX: 52-9724 にお願ひします。

### ◆わくわく教室「仏花教室」の受講生を募集します

町教育委員会では「プリザーブドフラワー仏花教室」を次のとおり開催いたします。参加を希望する人は、お申し込んでください。

#### ■教室の内容＝

生花を特殊加工したプリザーブドフラワーを使ってお仏壇や納骨堂など、お供え用の仏花を作ります。

お水は不要で、枯れません。環境にもよりますが、数年は長持ちします。仕上がりの高さは約16センチで、ケース付きです。花材などは10種類ほどから好きなものを選び、自由に作成出来ます。

※当日使用する器は写真と異なる場合があります。

■講 師 = 櫻 加奈 先生

■開催日時 = 11月8日(日) 午前10時～正午

■受講料 = 3,250円(講師代+材料費)

※徴収方法は開催決定ハガキでお知らせします。

■開催場所 = 町中央公民館 第1研修室

※当日はハサミ・ラジオペンチ・持帰り用の紙袋を持参してください。

※持っている人はワイヤー切りハサミ(当日購入可能1,500円)

■募集人員 = 10人(親子で参加できます)

※募集人員のうち3分の2以上は本町在住あるいは在勤とします。

※申込多数の場合は、抽選となります。

※申込人数が10人未満の場合は、開催することができません。

■申込期限 = 10月23日(金)

#### ■申込方法＝

町中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口にて備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係(中央公民館内)に直接提出してください。電話での申込みは出来ません。受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までです。

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い教室が中止などになる場合があります。

※お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 生涯学習係(町中央公民館内)

☎: 52-9311(直通) FAX: 52-9724 にお願ひします。



## ◆「プロが教える！はじめての動画制作」セミナーの受講を募集します

町地域雇用創造協議会では、仕事に有効なスキルの習得として、動画制作を学ぶセミナーを開催します。

動画編集ソフトの基本から編集、動画投稿サイトへの投稿まで学べる、実践的に使える技術を身につける5日間のセミナーです。

- セミナー名 = プロが教える！はじめての動画制作
- 講師 = 株式会社グッドエレファント 村岡雄史さん
- 会場 = 町まち・ひと・しごと情報交流センター「あつまい」
- 日程表 =

次の日程で、講義を行います。

	日 時	内 容
1回目	10月21日(水) 午後1時～4時	【動画制作の基礎を学ぼう】 ・動画制作市場について、制作ツールを学ぶ
2回目	10月23日(金) 午後1時～4時	【基礎編 動画編集ソフトを学ぶ①】 ・Adobe Premiereで動画編集を学ぶ
3回目	10月26日(月) 午後1時～4時	【基礎編 動画編集ソフトを学ぶ②】 ・Adobe After Effectsでテロップ&アニメーションを学ぶ
4回目	10月28日(水) 午後1時～4時	【実践！撮影・編集】 ・スマートフォンで撮影して投稿動画をつくってみよう
5回目	10月30日(金) 午後1時～4時	【実践！動画投稿】 ・YouTubeに動画を投稿してみよう

- 受講料 = 無料
- 対象者 = 動画制作の基本を身につけたい人、副業・在宅ワークを目指す人
- 要件 = マウス操作やキーボードによる文字入力スムーズに行えること
- 定員 = 8人（申込多数の場合は、申込書の内容を参考に選考します。）
- 申込締切 = 10月15日（木）  
\*セミナーで使用するパソコンは用意します。  
\*新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止する場合があります。変更などは町地域雇用創造協議会公式サイトでお知らせします。

※お申し込み・お問い合わせは、  
町地域雇用創造協議会 ☎：51-5320 にお願ひします。  
または、同協議会の公式サイトからもお申込みいただけます。  
「三股町地域雇用創造協議会」で検索→「セミナー申込」からお願ひします。

## お知らせ

### ◆食品ロスを減らしましょう

「食品ロス」とは、まだ食べることができるのに捨てられてしまう食品のことです。日本の食品ロスは年間612万トン（平成29年度農水省推計値）といわれ、毎日1人当たりお茶碗約1杯分を無駄にしていることになります。

次のようなことに気を付けて、食品ロスを減らしましょう。

#### ●食品ロスの半分は一般家庭から

食品ロスと推計される612万トンのうち、約半分は一般家庭から出たものです。作りすぎなどによる食べ残し、冷蔵庫などに入れられたまま期限切れとなった食品、皮の厚むきなど、調理時の過剰除去などにより食品ロスが発生しています。

#### ●賞味期限と消費期限の違いは？

「賞味期限」はおいしく食べることができる期限のことです。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるということではありません。見た目や臭いなどで個別に判断しましょう。

「消費期限」は急速に劣化しやすい食品につけられています。この期限を過ぎたら食べない方が安全です。

#### ●食品ロスを減らすために「3010運動」を推奨しましょう

宴会などでは特に食べ残しが発生しやすくなります。「3010運動」とは食事開始後30分と終了10分前は離席せずに食事を楽しむ運動です。食事に集中することによって食品ロスを減らすことができます。一人一人が「もったいない」の心を持って、食べ物を最後まで美味しくいただくことが大切です。ぜひ家族や職場でも実践しましょう。



※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（2階 ④番窓口）  
☎：52-9082（直通）にお願ひします。

## ◆10月1日からの1週間は「法の日」週間です

10月1日は「法の日」です。

「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

今年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、宮崎管内においては見学会などの行事は行いませんが、裁判所の手続きに関する案内などは、随時行っています。また、裁判所ウェブサイトでも確認できますので、ぜひご活用ください。

裁判所ウェブサイトアドレス：<http://www.courts.go.jp/>

### ■問い合わせ

- ・民事＝  
賃金、給料、代金未払、身近な人とのトラブル、土地建物利用などの紛争関係  
→都城簡易裁判所（☎：23-4149）
- ・家事＝  
離婚や相続など、夫婦、親子、親族間における紛争関係、後見関係  
→宮崎家庭裁判所都城支部（☎：23-4177）
- ・見学＝  
裁判の傍聴、法廷見学など  
→宮崎地方裁判所都城支部（☎：23-4131）

※お問い合わせは、

宮崎地方裁判所都城支部 〒885-0075 都城市八幡町2街区3号  
相談時間：午前8時30分～午後5時（土日、祝日、年末年始を除く）  
☎：23-4131 をお願いします。

## ◆第6回みまたん霧島パノラマまらそんの開催を見送ります

新春の恒例イベント「みまたん霧島パノラマまらそん」は令和3年1月24日（日）に第6回目の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、1年後に開催を延期することとなりました。

町民の皆さんには、毎回、ボランティアやランナーとして多数のご参加をいただき心から感謝するところです。

今回、開催見送りとなり残念な思いをされている人もいらっしゃると思いますが、ランナーやボランティアを始め、参加される全ての人々の安心・安全を最重要に検討した結果であることをご理解いただき、ご了承くださるようお願いいたします。

みまたん霧島パノラマまらそん実行委員会では、来年度の『第6回みまたん霧島パノラマまらそん』を安全に、かつ皆さんが楽しく笑顔になれるよう、環境づくりに努めて参ります。

※お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 スポーツ振興係（町中央公民館内）

☎：52-9312（直通）・FAX：52-9724 をお願いします。

## ◆宮崎県の最低賃金が時間額793円に改定されます

宮崎県の最低賃金が、10月3日（土）から「時間額793円」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働く全ての労働者に適用されます。

最低賃金の算定をするときは、以下の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
- ④精皆勤手当
- ⑤通勤手当
- ⑥家族手当



※お問い合わせは、宮崎労働局労働基準部 賃金室  
☎：0985-38-8836 をお願いします。

## ◆合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください

町では、生活排水による大淀川の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を目的として、合併浄化槽への転換に対する補助制度を設けています。

※単独処理浄化槽や汲取り槽から合併浄化槽へ転換する人の補助制度です。  
下水道への接続工事に対する補助ではありません

### ●補助金額

人槽区分	【くみ取りまたは単独処理浄化槽からの転換の場合】
5人槽	33万2000円
6～7人槽	41万4000円
8～10人槽	54万8000円
11～20人槽	54万8000円

※新築に対する補助は  
ありません



単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人のうち、既設の単独処理浄化槽を撤去する場合は、上記金額に上乗せして撤去に係る費用を補助（ただし上限9万円）する制度を設けています。また、転換することで新たに宅内配管工事が必要な部分の補助（ただし上限10万円）も行います。

### ●補助を受けるためには

合併処理浄化槽の設置工事を始める前に、必ず補助金交付申請をし、補助金交付決定通知を受けることが必要です。交付決定前に工事を始めると補助金の交付が受けられなくなります。（交付決定前に職員が現場確認を行います。）また、県が指定する浄化槽工事登録業者以外で工事を行っても補助が受けられませんので、ご注意ください。

なお、補助金は予算上限に達した時点で終了となります。あらかじめご了承ください。

### ●補助の対象

居住に使用する建物（併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住居部分であること）で、既設のくみ取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人。ただし、寄宿舍や別荘は除きます。

### ●補助の要件

- ・公共下水道や農業集落排水処理区域外であること。
  - ・申請者と同居する世帯全員が町税などを滞納していないこと。（世帯用の「滞納のない証明」を添付してください）
  - ・県が指定する浄化槽設置者講習会を受講していること、など。  
※9月現在、新型コロナウイルスの影響により講習会は開催されていません。そのため保健所で配布される誓約書の提出が必要になります。
- ※浄化槽補助金については町公式サイトにも記載してあります。  
※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（2階 ④番窓口）  
☎：52-9082（直通）をお願いします。

## ◆浄化槽は適正な維持管理を行ってください

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を浄化する装置です。浄化槽が持つ本来の機能を発揮するために正しい使い方と適正な維持管理を行ってください。維持管理には浄化槽法により保守点検・清掃・法定検査が義務づけられていますので、定期的実施してください。

### ◎保守点検

装置・付属機器の点検や修理、消毒剤の補充などを行います。一般的な浄化槽では年3回以上の実施が必要です。県に登録されている保守点検業者に委託してください。

### ◎清掃

浄化槽内にたまった汚泥の抜き取りや装置の洗浄などを行います。一般的な浄化槽では年1回以上の実施が必要です。町の許可を受けている清掃業者に委託してください。

### ◎法定検査

保守点検や清掃が適切に行われ浄化槽が正しく機能しているかどうか判定するものです。設置後に実施する検査と毎年1回実施する検査があります。

※お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（2階 ④番窓口）  
☎：52-9082（直通）をお願いします。

## ◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

### ■事業内容＝

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、地域コミュニティバス回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

### ■補助対象者＝

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

### ■支援内容＝

地域コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券を10冊交付します。(120回分)

### ■申請方法＝

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内であり、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に、運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。



※お問い合わせは、

総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。

## 保健と福祉（一般）

## ◆心身障害者福祉手当の交付申請を受け付けます

「心身障害者福祉手当」は障害者の社会活動の促進、生活意欲の向上や福祉の増進を目的に支給するものです。支給対象者や申請期間などの詳細は次のとおりです。

支給対象者	10月1日現在、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている在宅の人で、次の①～⑤全てに当てはまる人 ① 老齢年金、障害年金、恩給など、 <u>公的年金を受給していない人</u> ② 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、三股町心身障害児児童扶養手当の支給を受けていない人 ③ 町に転入してから6カ月を経過した人 ④ 障害基礎年金の受給資格を超える所得がない人 ⑤ 町税などの滞納がない人	
申請期間	10月30日（金）まで ※土曜・日曜・祝日を除く ※午前9時～正午、午後1時～5時で受け付けています。 ※入院などの理由で期間中に申請ができない場合は、ご相談ください。	
申請場所	福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）	
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印かん（認め印可、スタンプ式不可）</li> <li>・ 身体障害者手帳または療育手帳</li> <li>・ 本人名義の通帳</li> <li>・ 滞納のない証明書</li> </ul> ※本人のもの。 ただし、18歳未満の場合は、扶養義務者（両親など）のもの。	
支給額	身体障害者手帳1級～4級または療育手帳の程度がAの人	1万円／年一回
	身体障害者手帳5級～6級または療育手帳の程度がB1～B2の人	8000円／年一回

※お問い合わせは、福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9061（直通）をお願いします。

◆高齢者のインフルエンザ予防接種費用を助成します！

インフルエンザは、ワクチンを接種することで、ウイルスに感染しても重症化を予防することができます。ワクチン接種後、インフルエンザに対する抵抗力がつくまで2週間ほどかかり、効果が持続する期間は5カ月とされています。

予防接種は体調の良いときに受けましょう。

項目	内容
接種対象者	町内に住所があり、次のいずれかに該当する人 <u>※年齢と住所が確認できるものを持っていきましょう。</u> ①接種する日に65歳以上の人。 ②60歳から64歳の人で、心臓か腎臓または呼吸器の機能不全で、日常生活での活動が制限される程度の障害がある人、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が不可能な程度の障害がある人。
接種期間	10月1日（木）～12月31日（木）まで
接種回数	実施期間内に1人1回
接種場所	町や都城市の協力医療機関は次ページの表のとおりです。または、かかりつけの病院でご相談ください。 ※予約が必要な場合がありますのでご確認ください。
接種料金（個人負担額）	助成は1人1回です。 個人負担金は1,400円です。 （町が2,900円負担します） ※診察で、接種できないと診断された場合は、個人負担はありません。

◎接種費の助成

生活保護受給者は、無料で接種できます。

福祉課社会福祉係で証明書をもらってください。

◎医療機関には、健康手帳を持っていき、予防接種の記録を残しましょう。

※接種したら、接種済証は必ず保管しておきましょう。

※お問い合わせは、

町健康管理センター

☎：52-8481（直通）をお願いします。



## 季節性インフルエンザワクチン 接種時期ご協力をお願い

! 今年は過去5年で最大量（最大約6300万人分）のワクチンを供給予定ですが、より必要とされている方に確実に届くように、ご協力をお願いします。

**接種希望の方はお早めに**  
**65歳以上の方（定期接種対象者）※**

※65歳以上の方のほか、60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等  
 ※定期接種の開始日は、お住まいの市町村で異なりますのでご確認ください。

**10月1日～**

**上記以外の方は**  
**10月26日まで接種をお待ちください**  
 65歳以上の方の接種ができるよう  
 ご協力をお願いいたします

**接種希望の方はお早めに**  
**医療従事者**  
**基礎疾患を有する方**  
**妊婦**  
**生後6ヶ月～小学校2年生**

**10月26日～**

**上記以外の方も接種できます**

皆様へのお願い

- ・感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いの徹底もお願いします。
- ・接種に当たっては、あらかじめ医療機関にお電話での予約をお願いします。
- ・インフルエンザワクチンは重症化予防などの効果がある一方で、発病を必ず防ぐわけではなく、接種時の体調などによって副反応が生じる場合があります。医師と相談の上、接種いただくとともに、接種後に体調に異変が生じた場合は医療機関にご相談いただくようお願いいたします。
- ・お示した日程はあくまで目安であり、前後があっても接種を妨げるものではありません。



《令和2年度インフルエンザ予防接種実施医療機関一覧表》【期間:10月1日(木)から12月31日(木)まで】

※予約必要

《※1予約必要(新規患者の方のみ)

※2予約必要(入院中の方のみ)

※3予約必要(かかりつけの方のみ)》

	医療機関名	電話	所在地
1	一心外科医院	52-7788	三股町榊山
2	岩下耳鼻咽喉科	51-1187	三股町榊山
3	※江夏整形外科クリニック	51-1122	三股町宮村
4	坂田医院	51-2003	三股町夢池
5	※大悟病院	52-5800	三股町長田
6	※たけしたこども医院	51-0005	三股町榊山
7	田中隆内科	52-0301	三股町宮村
8	※とまり内科外科胃腸科医院	52-1135	三股町榊田
9	長倉医院	52-2109	三股町榊山
10	畠中小児科医院	52-6000	三股町新馬場
11	ホームクリニックみまた	52-1348	三股町榊山
12	みしま内科クリニック	51-8100	三股町榊山
13	あきづき医院	36-0534	上水流町
14	あきと内科胃腸科	46-5500	都原町
15	有川呼吸器内科医院	24-6677	上川東
16	有馬医院	23-2610	上長飯町
17	安藤胃腸科外科医院	39-2226	豊満町
18	池之上整形外科	23-2311	上川東
19	いづみ内科医院	22-7111	鷹尾
20	いわよし耳鼻咽喉科クリニック	36-5555	千町
21	※宇宿医院	25-9031	栄町
22	鷗木循環器内科医院	26-0008	花繰町
23	海老原内科	64-1211	山田町
24	MKクリニック	51-6777	早鈴町
25	大岐医院	57-2025	山之口町
26	※おおくぼクリニック	26-1500	千町
27	大橋クリニック	37-0539	庄内町
28	※1 柏村内科	22-2616	上町
29	仮屋医院	36-0521	上水流町
30	仮屋外科胃腸科医院	25-7712	志比田町
31	川畑医院	46-3225	年見町
32	北原医院	22-4133	北原町
33	教山内科医院	62-1205	高崎町
34	共立医院	22-0213	蔵原町
35	久保原田中医院	22-7700	久保原町
36	※児玉小児科	25-5570	花繰町

	医療機関名	電話	所在地
37	※小牧病院	24-1212	立野町
38	坂元医院	22-0360	牟田町
39	佐々木医院	62-1103	高崎町
40	※三州病院	22-0230	花繰町
41	しげひらくクリニック	27-5555	神之山町
42	志々目医院	57-2004	山之口町
43	庄内医院	37-0522	庄内町
44	※城南クリニック	26-3662	大王町
45	※城南病院	23-2844	大王町
46	すみクリニック内科・循環器内科・小児科	36-7701	東町
47	隅 病院	62-1100	高崎町
48	瀬ノ口醫院	25-5155	姫城町
49	瀬ノ口内科放射線科医院	25-7780	都原町
50	園田光正内科医院	38-5115	太郎坊町
51	※たかお浜田医院	22-8818	鷹尾
52	※たき心療内科クリニック	46-9191	若葉町
53	※田口循環器科内科クリニック	24-0600	下川東
54	※武田産婦人科医院	22-0336	蔵原町
55	※2 橋病院(入院中の方のみ)	23-7236	中町
56	伊達クリニック	36-7088	牟田町
57	※どいクリニック	22-1825	上東町
58	※戸嶋病院	22-1437	郡元
59	都北ごとうクリニック	38-6060	都北町
60	冨田医院	23-4586	栄町
61	※永田病院	23-2863	五十町
62	※ながはま整形外科	46-7188	都北町
63	中山産婦人科医院	23-8815	前田町
64	西浦病院	25-1119	広原町
65	※西岳診療所	33-1510	高野町
66	野口脳神経外科	47-1800	太郎坊町
67	野辺医院	22-0153	上町
68	はしぐち小児科	24-5500	都原町
69	※花房泌尿器科医院	25-1177	北原町
70	※浜田医院	22-1151	牟田町
71	※はまだクリニック	45-2266	祝吉
72	早水公園クリニック	36-6117	早水町

	医療機関名	電話	所在地
73	※速見泌尿器科医院	24-8344	妻ヶ丘町
74	原田医院	26-3330	郡元町
75	ふくしまクリニック	46-5001	下川東
76	福島外科胃腸科医院	38-1633	都北町
77	藤元上町病院	23-4000	上町
78	※藤元総合病院	22-1717	早鈴町
79	※藤元病院	25-1315	早鈴町
80	ベテスダクリニック	22-1700	年見町
81	まつもと心臓血管外科クリニック	36-8926	東町
82	※松山医院	24-1046	上川東
83	政所医院	58-2171	高城町
84	※マドコロ外科医院	22-0138	小松原町
85	※丸田病院	23-7060	八幡町
86	※三嶋内科	24-7171	鷹尾
87	※都城新生病院	22-0280	志比田町
88	都城フォレスト・クリニック脳神経外科	80-4313	下川東
89	※都城明生病院	38-1120	金田町
90	※宮永病院	22-2015	松元町
91	宗正病院	22-4380	八幡町
92	村上循環器内科クリニック	25-2700	宮丸町
93	※メディカルシティ東部病院	22-2240	立野町
94	※もちお蛸原医院	21-5355	養原町
95	※もりやま脳神経外科	21-6888	久保原町
96	森山内科・脳神経外科	21-5000	南鷹尾町
97	柳田病院	22-4850	東町
98	柳田クリニック	22-4862	東町
99	※やの耳鼻咽喉科	27-5222	吉尾町
100	※山内小児科医院	22-0048	上町
101	山路医院	64-3133	山田町
102	ゆうクリニック	46-6100	広原町
103	※3 横山病院(かかりつけ患者のみ)	22-2806	都島
104	※よしかわクリニック	23-9384	前田町
105	※吉松病院	25-1500	蔵原町
106	吉見クリニック	58-5633	高城町
107	吉見病院	58-2335	高城町
108	※ライフクリニック	39-2525	安久町

## ◆エンディングノート『想いを紡ぎ 心を繋ぐノート』を活用しませんか

都城市・三股町医療介護連携推進協議会では、人生の最終段階で延命治療の有無など、どのような医療・介護を望むかを、家族などで話し合っただけで記載できるエンディングノート

『想いを紡ぎ 心を繋ぐノート』を作成しました。

『想いを紡ぎ 心を繋ぐノート』を活用して、あなたの大切な人と、人生会議を始めてみませんか？

### ■人生会議とは

もしもの時のために、自分の望む医療やケアについて、前もって自ら考え、自分の信頼する人たちと話し合い、共有することを『人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）』と言います。

### ■配布場所

職員が説明した上でお渡しします。

#### ●町役場高齢者支援課 地域包括支援センター（1階 ⑦番窓口）

☎：52-8634（直通）

次の場所でも受け取ることができます。

#### ●都城市・三股町在宅医療介護連携相談支援センター

（都城市北諸県郡医師会事務局）

☎：090-4980-7830（平日午前9時から午後4時）

#### ●都城市および三股町内の各医療機関（歯科医療機関は除く）



※お問い合わせ先は、

高齢者支援課 地域包括支援センター（1階 ⑦番窓口）

☎：52-8634（直通）をお願いします。

## ◆合同金婚式を開催します

町社会福祉協議会では、共に助け合い、励まし合いながら手を取り合っただけで50年を過ごしてきたご夫婦を祝福し、これからも健康で幸せな生活を送ることを願い、合同金婚式を開催します。

昭和45年12月31日までに婚姻届を出したご夫婦、または婚姻後50年以上経過していて一度も合同金婚式に申し込みをしたことがないご夫婦はぜひご参加ください。

また、そのようなご夫婦をご存知の方は、ぜひご連絡ください。

申し込みをした人には、詳細を文書で送付します。

日 時	11月22日（日） 午前11時～午後12時20分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
申し込み期限	10月30日（金）

みなさんで  
結婚50年を  
お祝いしましょう



※お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。

## 相 談

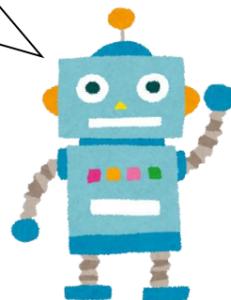
### ◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	10月17日(土) 毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。
場 所	町立図書館 多目的ルーム
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します (一部、材料費などが掛かることがあります)。ただし、 破損がひどい物や欠品がある物は、修理できない場合があります。 現物を見て判断しますので、ご了承ください。  ・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピュー ター製品、人を傷つける恐れがある物や水に浮く物 (浮輪・ボートなど)は修理対象外です。



使わなくなったおもちゃをご提供ください。

「おもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを無償で修理していますが、修理に使う部品を購入しなければならないこともあります。使わなくなったおもちゃ、壊れたおもちゃからも、部品を取ることができますので、おもちゃを修理するために、ご協力をお願いします♪



※お問い合わせは、

代表：横山健一 ☎：51-0241 または、  
増田親忠 携帯：090-1926-8783  
をお願いします。

### ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相談日： 毎週月曜・水曜・金曜

時 間： 午前9時～午後5時

場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。